

## 平成25年第3回竹原市議会定例会会議録

平成25年9月10日開会

(平成25年9月10日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局係長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	桶 本 哲 也	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	沖 本 太	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	木 村 忠 志	—
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 生 活 部 長	谷 岡 亨	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	宮 地 憲 二	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	谷 岡 亨	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	後 藤 博 光	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
商 工 観 光 室 長	國 川 昭 治	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 川 隆 二	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
公 営 企 業 部 長	後 藤 博 光	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

議長（稲田雅士君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長から報告をいたします。

まず、監査委員より、平成25年5月から平成25年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長からの報告を終わります。

これより日程に入ります。

---

#### 日程第1

議長（稲田雅士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において北元豊君、大川弘雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2

議長（稲田雅士君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月11日までの2日間と決定をいたしました。

---

#### 日程第3

議長（稲田雅士君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の平成25年第3回竹原市議会定例会一般質問一覧表のと

おり決定をいたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、宮原忠行君の登壇を許します。

7番（宮原忠行君） おはようございます。

市民会議の宮原忠行です。平成25年第3回定例会議における一般質問をさせていただきます。

1、今議会は、去る7月5日に、来年1月13日の任期満了をもって退任するとの記者会見を開いて最初の議会であります。3期12年間の御労苦に対しまして深甚なる感謝と敬意を表明させていただきます。その上で、任期中における成果と課題とも言うべき次の諸点について市長の御所見をお伺いさせていただきますので、よろしくお願ひします。

①都市基盤整備事業としての新開地区土地区画整理事業と公共下水道事業については、市長就任当初においても、なお賛否が分かれ、深刻な政治対立と市民世論の分裂が克服、収束していませんでした。加えて、バブルの象徴とも言うべき大型公共事業推進の結果としての深刻な財政疲弊という厳しい環境の中で、市長の個人的意思を超えて行政継続の原理から事業推進に御尽力いただき、特に新開地区土地区画整理事業については、この7年間で進捗率は、事業成果の一定の目安とされる70%を超えるまでになりました。今日の進捗状況をどのように評価され、今後の事業進展をどのように展望されているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

また、公共下水道事業についても、合併処理浄化槽による下水道事業を推進すべきであるとの反対論が今なお一部で主張されています。そこで、合併処理浄化槽補助金制度創設以来の件数、補助額に関する予算、決算の推移と下水道事業と合併処理浄化槽推進施策との整合性の調和をどのように考えられているのか、市長の御所見をお伺いいたします。

②6月定例会議における一般質問においても指摘させていただいたように、竹原市における少子・超高齢化社会の進展は、国、県の指標と比べて10年速いスピードで進み、人口減少を加速度的に進展させるという危機的状況にあります。市長におかれては、就任以来その対策として、医療、介護、福祉、子育て、教育支援等、限られた財源の中で、県内トップレベルの水準に高めてこられました。市長御自身も、このことを大きな成果として自負されていることと思います。

そこで、市長就任以来の既存施策の充実拡大並びに新規施策等について、改めてお示しただくとともに、今後必要とされる施策と財源確保についてどのように展望されておら

れるのか、その御所見をお伺いいたします。

③観光、地域産業振興事業、企業誘致等の地域経済政策に関する、市長就任前と就任後の状況を具体的にお示し願います。

④市長就任前と就任後の行財政の数値対照表と改革の成果を個別具体的にお示しいただくとともに、なぜ財政の持続可能性が確保されなければならないのか、その論拠を具体的にお示し願います。

⑤市長は、就任以来、職員の意識改革、さらには経営感覚を強く求められてきました。その成果をどのように評価されているのか、またその結果としての職員給与の水準とそのあり方が本来どのようにあるべきとお考えになっておられるのか、その御所見をお伺いいたします。

2、現在、第5次竹原市総合計画基本構想に基づく後期基本計画策定作業が進行中ではありますが、市長就任後の7年間は、前市長が策定した第4次竹原市総合計画に基づく基本計画の実施であり、後半の5年間こそが、小坂市長自らの責任において策定された第5次竹原市総合計画基本構想前期計画の実施でありました。このように、市長の政策的裁量権は、行政の継続性、あるいは行政計画に拘束される必然性を有し、そこに市長の政策的裁量権の限界があるものと言わざるを得ません。こうした観点から、来る市長選挙において選出された市長においても、第5次竹原市総合計画基本構想の理念あるいは基本政策を具体化するために策定されつつある後期基本計画の尊重義務あるいは一定の拘束を受けざるを得ないものと考えられます。市長の御所見をお伺いいたします。

以上でもって壇上での一般質問を終わらせていただきます。

議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 宮原議員の質問にお答えをいたします。

1点目のうち、行財政改革、職員の意識改革及び給与水準に係る御質問並びに2点目の御質問については、副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の都市基盤整備に係る事業についてであります。本市では、歴史、文化、自然などの恵まれた資源を生かした都市基盤の整備を計画的に進めております。本市の中心市街地に隣接する新開地区においては、道路、水路、公園などの公共施設と宅地を一体的かつ総合的に整備することにより、良好な市街地環境の整備改善と土地利用の増進を図るため、新開土地区画整理事業を鋭意推進しているところであります。今年度末の事

業進捗率は約75%を見込んでおり、造成工事を完了した土地においては、居住建物、商業施設及び福祉・医療施設が建築されるなど、有効的な土地利用が図られております。本事業により新開地区内の人口は着実に増加しており、人口減少問題を抱える本市にあって、転出人口を抑制し、定住人口の拡大を図る上で効果的な事業であります。また、商業施設を初めとした企業の進出は、雇用の場の確保にもつながり、地域経済の活性化も期待されております。引き続き、本市の都市基盤整備における重要施策である新開土地区画整理事業は、関係地権者との対話を通じて信頼関係を深め、合意形成を図るとともに、国庫補助金、公共施設管理者負担金及び保留地処分金などの財源確保に努め、事業認可期間であります平成29年度末の完了に向け、鋭意推進してまいります。

また、本市の快適な生活環境の確保と浸水の解消、公共用水域の水質保全を図るため、竹原市公共下水道事業の推進及び処理区域外などにおける合併処理浄化槽の新設などの支援に努めているところであります。竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきましては、平成6年4月1日から小型合併処理浄化槽を設置する者に対し交付しており、交付件数につきましては、平成24年度末までに約1,150件であります。また、本補助金の当初予算額と決算額の推移につきましては、平成6年度から平成22年度までは当初予算額に対しほぼ満額、もしくは当初予算額を超える場合は補正などにより対応し、交付しております。平成23年度以降につきましては、平成23年度予算額2,653万2,000円に対し決算額1,564万4,000円、平成24年度予算額2,657万7,000円に対し決算額1,770万4,000円と、交付額が当初予算額を下回っている状況であります。

本市の公共下水道事業は、平成22年度に地域に適した計画的かつ効果的な整備を推進するため、計画の見直しを行っております。今後とも、地域特性を踏まえ、早期に供用開始を図るため、整備区域の見直しを図り、より効果的な公共下水道事業を推進するとともに、下水道認可区域以外の地域は、合併処理浄化槽の普及促進に努めてまいります。

次に、少子・高齢、人口減少社会に対応した施策についてお答えをいたします。

このたびの議員の御質問にもございましたが、6月定例会において御答弁をいたしましたとおり、我が国の人口は減少傾向にあり、とりわけ広島県を含めた地方においてその傾向が強まっております。また、高齢化率につきましても、今後さらに上昇していくものと予想されています。こうした中、本市においては、平成25年8月末現在で、人口については2万8,385人、高齢化率34.39%となっており、依然として国や県よりも少

子・高齢化が進んでいる状況となっております。

今日の我が国の人口減少、少子・高齢化については、まずは国において抜本的な施策を講じることが必要であります。本市においても、市外への人口流出に歯どめをかけることを初めとした、地域の特性を生かした、さまざまな対策を講じていく必要があると考えております。こうした考えのもと、現在総合計画において目指す将来像に「住みよさ実感」を掲げ、とりわけ市から転出する人口に歯どめをかけるとの観点から、本市の持つ自然環境や歴史文化、コミュニティーなど持てるもの、いわゆる底力を発揮し、暮らしの豊かさなどを高めることで、住み続けたい町を目指すとともに、訪れたい、住んでみた町に向けて、交流人口の拡大から定住につながる施策に取り組んできたところであります。

具体的には、持続可能な財政基盤の確立についての取り組みを行った上で、ソフト面においては、長時間保育の推進、乳幼児医療費の助成、小・中学校の完全給食化、観光の振興による交流人口の拡大、竹原工場・流通団地への企業誘致、竹原市歴史的風致維持向上計画の認定、協働のまちづくりの推進、本市のイメージアップなどに、またハード面においては、学校施設の耐震化、給食センターの建設、道の駅のオープン、竹原駅のバリアフリー化、仁賀ダムの建設、本川・二窓地区の高潮対策、国道、県道の整備促進、情報通信基盤の整備などに取り組んでまいりました。

人口減少や少子・高齢化に対する対策は、特定の施策により解決できるものではなく、いろいろな施策の組み合わせにより、総合的かつ中・長期的な視点に立ち、継続して取り組んでいくことが大切であり、引き続き子育て支援や高齢化対策、安全・安心づくり、地域振興などの事業を最小限の経費で最大の効果が得られるように留意しながら、推進していく必要があると考えております。

次に、地域経済政策についてであります。観光では、瀬戸内海の豊かな自然や竹原市の歴史文化を生かし、町並み保存地区の保存・活用、憧憬の広場や道の駅たけはらなどの整備を行うとともに、町並み竹灯り「たけはら憧憬の路」や、たけはら町並み雛めぐりの開催、アニメ「たまゆら」を生かした取り組みなど、総観光客の増加や交流人口の拡大に努めてまいりました。

また、道の駅たけはらの整備を契機として、1次から3次産業関係者による物販形態の意識が大きく変わり、地元特産品を活用した販路拡大や農商工連携による商品開発の取り組みが進んでおり、その他として、商店街などを活用した地場産品直売イベントや空き店舗対策チャレンジショップ事業なども実施されており、既存の中小企業融資制度充実によ



る経営支援なども合わせ、地場産業の振興に取り組んでまいりました。

企業誘致などでは、徹底した企業訪問やインターネットなどを活用したPR、企業誘致フェアへの出展など誘致活動を強化した結果、新規の立地企業として、広島フォークリフト株式会社の西野町への進出や、竹原工業・流通団地においては、株式会社トーヨー塗装を初め、株式会社ビットアイル、ジャペル株式会社が企業進出するとともに、本年の8月には株式会社東信鋼鉄と立地協定を締結したところであり、雇用の創出はもとより、地域経済の活性化に寄与しているものと考えております。

また、地元産業界を牽引してきた大手企業などにおいて大規模な設備投資が実現するなど、既存企業を支援した成果もあらわれたところであります。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは引き続きまして、私のほうから御答弁を申し上げます。

1点目の御質問のうち、行財政に関する御質問についてであります。本市においては、住みよさを高めるための重点施策や事業の方向性について検討を行い、選択と集中により、本市の個性を生かしたまちづくりを推進するとの観点から、有利な財源を活用しながらさまざまな施策に取り組んでまいりました。また、職員の定員、給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進など、これまで数次にわたる行財政改革により、一定の成果を上げているところであります。

数値的な比較につきましては、毎年度において実質収支の黒字を維持してきたほか、普通会計決算状況で比較すると、地方債残高においては、平成12年度末で112億6,400万円が、平成23年度末には98億9,500万円となっており、13億6,900万円減少するとともに、公債費負担比率においても、平成12年度末で17.1%が、平成23年度末には11.5%となり、5.6ポイント改善しております。また、基金積立残高においては、平成12年度末で25億2,700万円が、平成23年度末には42億8,300万円となっており、17億5,600万円増加しております。

一方で、地方税においては、平成12年度末で45億2,900万円が、平成23年度末には40億7,900万円となっており、4億5,000万円減少、地方交付税においては、平成12年度末で30億5,400万円が、平成23年度末には25億7,100万円となっており、4億8,300万円減少するなど、一般財源が減少する厳しい状況となっております。

現在の本市を取り巻く環境は、少子・高齢、人口減少社会への移行、多様化する住民ニーズや地方分権改革への対応、厳しい財政状況、とりわけ長引く景気の低迷や市税収入の減少、高齢者の増加に伴う社会保障経費の増加などにより、厳しい財政運営を強いられており、今後も厳しさを増すことが予想されております。

こうした状況の中で、市民生活において最も身近なサービス提供を担う地方公共団体として、さまざまな課題に対応しながら、将来にわたり安定した自治体運営を実現することが求められており、その事務を行うに当たっては、住民福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならないとされているなど、健全な財政運営に努めることが地方財政運営の基本とされております。

こうしたことを踏まえ、今後においても事務事業の見直しや事業の選択と集中により歳出の適正化を図るとともに、使用料、手数料に係る受益と負担の適正化や新たな歳入増加策の取り組みを検討するなど、できる限りの財源確保に努めながら、計画的で効率的な財政運営を推進し、持続可能な財政基盤の確立に取り組み、将来にわたって必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供することにより、「住みよさ実感」に向けた施策を展開していかなければならないと考えております。

次に、職員の人材育成に関する御質問についてであります。今日の厳しい社会経済情勢や多様化する市民ニーズに応えるため、職員にはさらなる資質の向上が求められております。新たな時代の流れの中で、市民満足度を向上させ、職員一人一人のやる気を引き起こし、職員の行政能力の向上を図るために、平成22年3月に人材育成基本方針を策定し、職場の環境づくりや職員研修、人事管理などの人材育成施策に取り組んでまいりました。

このような人材育成施策により、職員一人一人が資質、能力の向上に努め、組織力の向上を図ることで、市民にとって満足度の高い、個性豊かな、活力に満ちた地域社会を実現することにつながるものと考えますが、こうした人材育成施策は、その性質上、繰り返し実施しなければ効果のあらわれないものや、複数の施策が有機的に連結することで効果が得られるものがあることから、中・長期的な視点により計画的に推進しているところであります。今後においても、引き続き厳しい財政状況のもと、職員一人一人がコスト意識や経営感覚を持ち、常に効率的な業務運営を心がけ、質の高いサービスをより安価に提供することを意識できる職員を育成するため、職員の能力を最大限に引き延ばすことのできる研修制度などの充実を図る必要があると考えております。

次に、職員の給与につきましては、地方公務員法に基づき、条例で定めることとされており、これまで本市の職員の給与改定を行う際には、官民の給与格差を解消することを基本に行っている人事院勧告をもとに、国及び他の地方公共団体の職員の給与等の状況を考慮し決定しているところであります。

本市では、これまで効率的な行財政運営と市民サービスの向上に積極的に取り組むため、職員の定員、給与の適正化や事務事業の見直し、民間委託の推進などにより、給与関係経費のほか、内部管理経費の節減対策に取り組んでまいりました。また、現下の厳しい経済情勢の中で、昨年度から、市長、副市長及び教育長に加え、部課長の給与を削減する措置を行ってきたところでありますが、国から国家公務員給与の減額措置に準じた給与の削減要請があり、地方交付税削減の影響や県内の地方公共団体の動向等を勘案し、緊急かつ例外的措置として、本年7月から、市長、副市長及び教育長を含め、職員全員の給与減額措置を実施しているところであります。

職員の給与制度につきましては、市民の理解が得られる制度として運用していく必要があるため、今後においてもさらなる行財政改革を推進する中で、社会経済情勢や財政状況等を踏まえながら、給与水準の適正化に取り組む必要があると考えております。

次に、2点目の御質問についてであります。総合計画は、一般的に行政の運営を総合的かつ計画的に図るための構想や、これに基づく基本計画等を合わせたものであります。

本市においては、昭和51年に第1次の総合計画を策定し、以降10年を計画期間として、各計画に基づくまちづくりが行われてきたところであります。

市長が就任した平成14年度においては、第4次の総合計画の期間中であり、当該計画を基本とした施策を推進し、現在は平成21年3月に策定した第5次竹原市総合計画及び前期基本計画に基づき、「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」を目指す将来像として、「子どもが夢をもち人が輝くまちをはぐくもう」を初めとする6つの施策の基軸及びそれらに関連する33の基本施策により、「人づくり」と「個性づくり」をキーワードとして、暮らしの質の向上等を図るための施策と交流人口の拡大から定住へとつながる施策に重点的に取り組んでいるところであります。

こうした中で、前期基本計画の最終年度となる平成25年度においては、これまでの施策の評価と今後に向けた課題や方向性についての整理を行っているところであります。一般的に、施策を推進する場合においては、それまでの施策、事業の検証、評価を行い、社会経済情勢や法令等の考慮などを行った上で、新たな取り組みについての検討が行われて

おり、今後においても、これらを踏まえた施策、事業の検討が行われていくものであると考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 私も、議員になる前には、小坂市長の部下として、竹原市行政の運営に携わってまいりました。その当時の状況を思い起こしますと、1つは公共下水道事業であるとか、あるいは土地区画整理事業ですね、こうした大型公共事業の推進をめぐる、やはり推進反対の政治的対立というのは、極めて深刻な状況であったと思うわけです。同時に、財政的にも非常に厳しい制約を受ける中でスタートされたと。当時、平成の大合併の議論等もありまして、市長自らも平成の大合併へ参画していく方向で御努力されたとは思いますが、しかし私は結果として竹原市独自の道を歩んだことが正しかったと思います。同時に、私も議席を得させていただいて以来、ずっと例えば電発新1号機の建設促進であるとか、あるいは竹原工業・流通団地への企業誘致です。私とすれば、私の御提言を真摯に受けとめていただいて、100%の成果を出していただいたのではないかと、私の任期の7年で言いますと、私そういうふう感じております。

そして、私は、有原市長以来、市長がかわられてきましたけれども、私はやはり1つはそれぞれの市政時代の個別具体的な問題はいろいろあるのかもわからないけれども、歴史的に大きな目で概観をしてみますと、小坂政司市政の12年間といたしますのは、前の2期ですね、私は60年安保の政治的混乱の中で忍耐と寛容を説いて、高度経済成長へと導いていった池田勇人元総理の姿というものがダブってまいるわけです。前期8年間は、やはり政治的混乱を収束し、また財政的な制約を乗り越えながらの社会資本の整備であるとか、あるいは子育て支援、あるいは福祉等、特に高齢者に対するさまざまな医療等の施策に対しても、私はかなりですね、かなりといたしますか、でき得る限りの努力をされてきたのではないかと、このように考えているところであります。

そして、私は、実は市長が勇退するとの新聞記事が出る前の前日、忘れもしませんけれども、夕飯を食っておったわけですが、7時21分だったですかね、あるところから電話が入りまして、市長が勇退するというお話聞きまして、まさかうそじゃろうと言うたわけですが、絶対にないと。といいますのは、私は、第5次総合計画を踏まえて、市長が後期基本計画へ向けて相当の熱意と精力をつぎ込まれて努力をされてきた姿と、さらには今年度の予算と24年度の補正ですね、9億円を超える財政調整基金を突き崩して、緊急の

経済対策を打ち出されたと。こうして考えると、まさか小坂市長が3期12年でもって自らの市政に終止符を打つということは、私は政治的な常識では考えられないと、こう思っていたわけです。当然、私とすれば、そうした布石は4期につながる道筋を切り開かれたものであると、このように考えていたわけです。そうした私の理解と共鳴するといえますか、そういった中で、とりわけ市長を熱心に支持されてこられた方から、なぜ3期でやめるのかという疑問を強くぶつけられるんです。

前回の市長選挙のときに、私も市長のほうから、もう一期ということを知っていましたので、今となつては、やはり3期12年というのは、相当かたい覚悟でもって臨まれたと、このように現時点では考えておるわけでありまして、またそのようにいろいろと疑問をぶつけて、論争を仕掛けてこられる方には、そういうふうな4年前の経緯も踏まえながらお話をしているんです。ところが、やはりどうしても、3期12年、今の状況の中でというのは納得できないねと言う方もおられますので、改めて3期12年で自ら終止符を打たれるということについて、もし答弁できる範囲で御答弁いただきたいと、このように考えるわけでありまして。

そしてもう一つは、非常に市長、本当ですよ、市長を熱心に支持されておられる方が、後継指名をしなかったのは無責任ではないかと、こういうふうには私自身が怒られるわけです。何で私が怒られにやいけんのかなと、こう思うんですけどね。

そこで、私は、先日市内の建設最大手の社長とたまたまお会いすることがありまして、いろいろお話をさせていただいたんですけどね、私は、市長自らのお考えは、市長が後継を指名することではなくて、それは主権者たる有権者の選択によって後継者を選んでいただくという、まさに民主主義の原理原則というものを強く市長が自覚された上での御判断ではなかったかと、このように考えておるわけでありまして。

そこで、今後12月15日公示、22日施行の市長選挙において、いろいろとこれから揣摩臆測が流れてくるとは思いますけれども、改めて後継を指名しなかったということは、私は、どこまでも公正中立に、どちらの側にも組みしないという市長の強いお覚悟があつての上での今日までの御決意ではなかったかと考えておりますので、その点について、できる範囲で構いませんので、御答弁をいただきたいと思っております。

議長（稲田雅士君） 市長。

市長（小坂政司君） 私は、初当選以来、民間経営感覚ということと、市民が主役の住民協働のまちづくりを進めていかなきゃいけないという強い理念の中で12年間やってまい

りました。そういった中でございますので、我々は市民から負託をいただいて、行政は執行機関として、議会の皆さん方の御協力を得ながら、今日までやってまいりました。そういった中で、我々はそういった市民が主役ということで、我々執行機関を任せられる期間を都合によって延長するとか、そういったこともあり得ますけれども、私の場合は、3期12年という形で勇退をさせていただくということになっております。したがって、こういった先ほどの財政調整基金におきましても、今からがビルドの世界であって、何で今それを行行使する時期において、これからの4年間というのは非常に大切な時期でありますけれども、私は12年間を全うさせていただいたと、次の人にビルドの計画をしっかりとやっていただきたいという気持ちでございます。

そして、先ほどの後継指名のことですけれども、やはり市民が主役のこの理念を通していただく中で、市民が見識を持ってすばらしい新市長を選んでいただきたい、こういうことであります。私も、一市民でありますので、その一市民の権利はあるわけですが、市長として、そういった問題を市民の主役が一番いいんじゃないかというのが今の感想というか、考えを持っておるところであります。

議長（稲田雅士君） 7番。

7番（宮原忠行君） 本当に、まだ12月議会を残しておるわけで、私も一般質問、初質問以来ずっと記録を持っておりまして、それをとぎらすわけにはいきませんので、また12月議会におきまして、予算、財政関係に関する最後の質問を市長にさせていただきたいと思っております。

とりあえず、とりあえずという言い方はちょっとまずいですね。やはり3期12年間、私はこの3期目こそ池田勇人故総理になぞらえれば、まさに小坂市政のホップ・ステップ・ジャンプの高度成長が約束されているような、非常に恵まれた状況の中で、自ら3期12年の、その覚悟を持って臨まれた、その覚悟を全うされるということに対しまして、改めて私も市会議員という一政治家として、政治家の出处進退といえますか、学ばせていただくところが大きいにありました。私も、誤りなきように、自らの出处進退を考えてまいりたいと思っております。

取りとめのない質問になったかもわかりませんが、まずは3期12年間、本当に御苦労さまでございました。

以上でもって私の質問を終わらせていただきます。

議長（稲田雅士君） 以上をもって宮原忠行君の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（稲田雅士君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、松本進君の登壇を許します。

11番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って、一般質問を行います。

まず1つ目は、介護保険外しと市の対策について、市長に質問いたします。

厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会が、8月28日、社会保障制度改革国民会議の最終報告を受けて、介護保険制度の大改悪を具体化する議論を開始しました。来年の通常国会に法案を提出し、2015年4月から制度改悪を実施する計画であります。

そこで、市長に質問します。

社保会議の報告書にある計画に伴い、竹原市の現状と今後の取り組みはどのようにされるのでしょうか。

1つ、竹原市の要支援者1、要支援者2の各対象者数は何人ですか。介護保険外しの後も、市独自の財源措置や介護保険と同じサービスは可能なのでしょうか。

要支援者は、単身高齢者や高齢夫婦が自宅で辛うじて生活できる程度です。それを支えているのが介護予防サービスです。それを外してしまうと、全国で154万人の要支援者、このサービスが失われるだけでなく、配偶者や子世代の負担が増えることになりかねません。

私の知人は、88歳、ひとり暮らしの男性、要支援1で、週1回の訪問サービスとデイサービスを受けています。もう少しサービスを増やしたいが、現行の要支援1のサービスではこれ以上できないということでした。単身高齢者の生活の大きな支えになっています、このサービスがなくなれば、高齢者の命、生活を脅かすことは間違いありません。

2つ目に、竹原市民の施設利用者で、介護1、介護2の各対象者数は何人でしょうか。介護保険外しの後、市独自の財源措置で、従前と同じサービスは可能でしょうか。また、やむなく施設から追い出された人の対策はどうなるのでしょうか。

3点目に、利用料引き上げの対象所得はどのようになりますか。負担が増える対象者数、負担増の総額は幾らになるのでしょうか。

4点目に、施設の居住費、食費の軽減給付の縮減対象者数は、また負担増の総額は幾らになりますか。

5点目に、上記、先ほど質問しました1から4の各現行事業費と財源内訳はどのようになっていますか。サービス削減に伴う市独自の施策は、財源を含めて、どこまで可能なのでしょうか。市長に質問します。

2点目の質問は、建設労働者の賃金引き上げをというテーマで市長に質問します。

国土交通省は、技能労働者の処遇改善に向けた対策として、2013年4月1日の入札から適用される公共工事設計労務単価、すなわち公共工事の予定価格の積算に用いられる労務単価、この引き上げを行いました。全国51職種、2,247区分全てを大幅に引き上げました。さらに、13年度単価が技能労働者の賃金引き上げや社会保険加入促進につながるように、建設業団体や公共、民間発注者あてに要請書を出しています。しかし、単価引き上げは、自動的に現場労働者の労働条件改善につながるものではありません。

そこで、市長に質問いたします。

1つ目には、2013年度竹原市公共事業の発注単価の引き上げと建設労働者の賃金、社会保険の加入など、労働条件の改善を結実される具体的な市の取り組みはどのように実行されておりますか。また、普通作業員、鉄筋工、型枠工など、職種別労務単価は、12年度、13年度、増加額、比率を具体的にお聞かせください。

2点目には、私は、竹原市公契約条例を早期に制定して、竹原市公共事業の発注に伴う建設労働者の賃金引き上げなど、労働条件を改善する監視、チェック体制が急がれると考えます。

私は、市公契約条例の制定を2009年12月市議会の一般質問で求めました。千葉県野田市が全国に先駆けて公契約条例をつくりました。その内容の第1は、市の公共事業や業務を請け負った業者に対して、市が定める最低額以上の賃金支払いを義務づけるものがあります。第2には、受注者に必要な報告を求め、事業所の立ち入り、労働条件がわかる書類等を検査できること、第3に、調査の結果、違反があれば、是正措置の命令ができること等です。

竹原市が発注する公共事業による低賃金をなくすこと、また建設産業の未来を担う若い技能労働者を確保するためにも、労働条件の改善は緊急課題であります。私は、再度竹原市公契約条例の制定を強く求めます。2009年9月、また私の質問以後、竹原市はどのように検討されたのか、課題はどこにあるのかを含めて、市長の明確な答弁を求めます。



議長（稲田雅士君） 順次答弁願います。

市長。

市長（小坂政司君） 松本議員の質問にお答えをいたします。

2点目の御質問については、副市長がお答えをいたします。

まず、1点目の御質問についてであります。国においては、昨年6月の3党合意による社会保障と税の一体改革に関連し、同年8月に社会保障制度改革推進法が成立し、社会保障改革の大局的な方向性の提示や具体的な制度改正案づくりを役割とする社会保障制度改革国民会議が設置され、以降20回の会合を重ね、本年8月に最終報告書が政府に提出されました。

この最終報告書の中で、介護保険制度改革に関しては、今後の高齢化の中で持続可能性を高めていくために、社会保障制度改革推進法において定められている範囲の適正化などによる介護サービスの効率化及び重点化を図ること並びに低所得者を初めとする国民の保険料に係る負担の増大を抑制することが求められているとされております。

政府は、最終報告書を踏まえ、医療、介護、年金、少子化対策の各制度改革についての内容と行程を示すプログラム法案の骨子を先般閣議決定したところであり、この中で介護保険制度に関しては、要支援者に対する介護予防給付の市町村事業への段階的な移行、高所得者の介護サービス利用料の自己負担割合の引き上げ、特別養護老人ホームの利用に際し、中・重度者への重点化、低所得者の保険料負担の軽減などが示されております。

本市においては、高齢期の健康づくりや生きがいづくり、福祉・介護サービスの充実など、高齢者にかかわる施策について、介護保険制度が創設された平成12年度以降5期にわたり、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、施策の総合的、計画的な推進に努めているところであります。

現行計画においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めているところであり、また今後の施策として、認知症の対策を重点的に取り組むべき項目と考えており、本年度は、介護予防事業に認知症予防の内容を加えて実施し、認知症は加齢とともに誰もがかかる可能性がある病気であるという正しい理解の啓発とともに、予防に関する取り組みを行っているところであります。

このような取り組みの中で特記すべき点は、介護予防事業に関して65歳以上の第1号被保険者のうち、要介護、要支援の認定率については、平成17年度の22.4%をピー

クとして、おおむね横ばい、微減状況が続いているところであり、このことは平成18年度から介護予防事業の取り組みが始まるまで認定率が上昇傾向にあったことを踏まえ、本市のいきいきはつらつ教室など介護予防事業の取り組みが、要介護、要支援状態となることを防ぎ、また要介護、要支援状況になったとしても、その時期がおくらされている効果があるものと考えられます。

次に、本市の要支援者の状況につきましては、平成24年度において、第2号被保険者を含めて、要支援1の認定者数は344人、要支援2の認定者数は251人、合計595人であり、また要介護者の状況として、施設利用者における要介護1の認定者数は535人、要介護2の認定者数は557人、合計1,092人であります。

次に、現行事業費と財源内訳についてであります。平成24年度の実績額で申し上げますと、要支援の方のサービスである予防給付費については、事業費が1億9,856万1,141円であり、その財源内訳といたしましては、国庫支出金5,233万3,158円、県支出金2,560万1,136円、診療報酬支払基金5,805万1,513円、介護保険料3,775万5,190円、市の一般財源2,482万1,444円であります。

次に、要介護1、2の方の施設利用については、事業費が2億4,085万4,291円であり、その財源内訳といたしましては、国庫支出金5,194万1,933円、県支出金4,214万9,501円、診療報酬支払基金6,984万7,744円、介護保険料4,680万8,327円、市の一般財源3,010万6,786円となっております。

前述したプログラム法案につきましては、今週召集予定の臨時国会に法案が提出され、その後厚生労働省社会保障審議会で具体的な検討がなされ、個別法案が作成された後、介護保険制度に関しては、来年の通常国会に介護保険法改正案が提出される予定であるとされております。

今回の制度改正については、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする次期第6期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に反映させる必要があります。

今回の一連の制度改正について、一部報道では、要支援1、2の介護予防サービスについては、切り離しという表現で説明しているものもありますが、社会保障制度改革国民会議最終報告書によりますと、介護保険給付と地域支援事業のあり方を見直すべきであり、介護保険制度の中の地域支援事業への効率的な事業として再構築を検討する内容が示され

ております。

なお、介護保険に必要な経費に対する財源措置などについては、従前から全国市長会を通じて国に対して要望しているところであります。

また一方で、介護サービス利用料の自己負担割合の引き上げや施設の居住費、食費の軽減給付の見直しなどについては、改正法案の中で具体的な内容が明らかになってくるものと推察しております。

本市としては、健康づくりや介護予防事業の取り組み、安心して在宅生活を続けていただくための支援、介護保険サービスに係る基盤整備の充実などの高齢者対策に取り組む中で、さきに申し上げたとおり、要介護、要支援の認定率の上昇を抑えるなど、一定の成果が上がっているところであり、今後においても、国等の動向を注視しながら、医療や介護が必要となっても、住みなれた地域で暮らし続けたいと願う高齢者の希望に応えられるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） それでは、私のほうから御答弁を申し上げます。

次に、2点目の御質問についてであります。近年の建設業界における労働環境は、構造的に厳しい状況となっており、これらは技能労働者の就労や育成及び工事の品質確保や円滑な工事の実施に影響を及ぼすだけでなく、将来の維持管理や災害時等の対応において支障を来すことが懸念されております。

そのような中、公共事業の労務単価の引き上げにつきましては、国土交通省において技能労働者の減少に伴う労働需要の逼迫傾向及び必要な法定福利費相当額を適切に反映させるため、平成24年度公共工事設計労務単価と比べ、全国平均で約15%という大幅な引き上げとなる平成25年度公共工事設計労務単価を公表し、各自治体に対し新労務単価の早期適用に努めるとともに、平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負金額の変更の協議を請求することができるよう特例措置を定め、各自治体においても適切な運用に努めるよう広島県を通じて要請がありました。

竹原市においては、公共工事の積算に用いる労務単価を国が定める労務単価に準じて決定しており、国及び県の要請を踏まえ、新労務単価に係る特例措置を実施することについて、本年6月、対象となる工事の受注者に対し通知を行い、全ての工事において適切に対

応を行ったところであります。

また、社会保険の加入など、労働条件の改善につきましては、国土交通省が平成24年5月に健全な建設業の育成を目的に建設業者の社会保険加入を促進させるため、建設業法施行規則の一部改正を行い、社会保険未加入問題の対策として、建設業の許可申請書の添付書類、施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加及び経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化などが規定されました。

このことを受け、本市においても、工事や業務に従事する者の雇用の安定と就労の促進を図ることを目的とし、入札参加資格登録業者遵守事項を定め、平成24年10月と本年5月に竹原市入札参加登録業者へ通知を行ったところであります。

次に、職種別労務単価の年度別状況につきましては、代表的なものとして、普通作業員については、平成24年度単価1万3,100円に対し、平成25年度は1万4,700円、増加額1,600円、率にして12.21%の増となっております。鉄筋工については、平成24年度単価1万5,200円に対し、平成25年度は1万7,000円、増加額1,800円、率にして11.84%の増となっております。型枠工については、平成24年度単価1万4,800円に対し、平成25年度は1万6,600円、増加額1,800円、率にして12.16%の増という状況となっております。

次に、公契約条例についての御質問であります。この条例は、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、当該業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図り、もって市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とされ、公契約に係る業務に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を義務づける内容などとなっております。全国では初めて千葉県野田市において平成22年度から施行され、現在7自治体において実施されております。

このような公契約条例においては、条例の実効性を担保するために個々の労働条件のチェックを行う必要があります。全ての事業を対象とするためには事務負担が増大することとなるため、この条例を適用する対象範囲を限定して運用せざるを得ないことが想定されることから、事務に係るコストに見合った効果が得られるのか、また実際に効果としてあらわれるのかという点において課題があると考えております。

また、野田市の公契約条例の前文において、労働者の適正な労働条件が確保されることは、1つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠と明記されております。

これらの点を踏まえ、賃金その他労働者の労働条件の向上のための規制については、国全体の政策として実施すべきであり、効力が一地域に限定される条例ではなく、基本的には国の法整備により必要な措置が講じられることが望ましいと考えております。

また、公共事業における労働環境にかかわる全国的な取り組みについても、平成20年のリーマン・ショック以降の長引く景気低迷からの脱却や平成23年の東日本大震災からの復興を目標として活発化し、国土交通省を初めとする国と地方が課題の改善に向けさまざまな調整を行っております。これを受け、業界団体においても、労働環境の改善には自助努力も必要であるとの認識のもと、全国レベルでの検討会議を設置し、具体的な方針を徹底することにより、景気の回復や労働者の育成、技術の伝承など、今後を見据えた取り組みを始めておられるところであります。

本市においても、全国市長会を含む地方六団体を通じて国へ要望しているところでありますが、これらの取り組みを参考に、他団体の今後の動向や状況等を十分踏まえ、市内業者の活性化や育成を目指して、継続的に調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） では、まず1点目の介護保険にかかわって再質問したいと思います。

政府のほうで、この8月28日に、社会保障制度審議会で今後の社会保障制度のあり方を報告書が出されました。そこで、今回私は、きょう介護保険にかかわる問題で質問させていただいておりますけれども、医療とか、年金とか、社会保障の骨格にかかわる分が大きく変えられようとしている。それを私がその壇上で言ったような悪い方向といいますか、暮らしに直接かかわる大改悪といいますか、そういったことの骨子が発表されて、私も大変驚いています。それで、今こそ行政の本来の役割、私も繰り返しこの場で申し上げておりますけれども、住民福祉の向上と、これが行政としての最大の責務ですから、ここでの対応を私はきちっとしていかなくては、本当に市民が安心して、今日の質問にかかわる介護保険制度といいますか、介護といいますか、安心できないというふうに思って質問を展開させてもらいたいと思います。

まず、数字の確認で、先ほど要支援1と2の、あるいは施設利用者の介護1と2の認定者数をお聞きしました。それと、ここで再度質問させていただきたいのは、要支援1、2、施設利用者の要介護1、2の利用者の数をちょっと改めて質問しておきたいというふ

うに思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答えいたします。

要支援者の状況につきまして、平成24年度におきまして、第2号被保険者を含めまして、要支援1の認定者数は344人、要支援2の認定者数は251人、合計595人と、先ほど市長が御答弁申し上げました。このうちのサービス利用者ということでございますが、サービスにつきまして複数のサービスを利用されていらっしゃると思いますので、そのサービス件数、延べの件数で申し上げさせていただきますまして、それを月平均でお答えさせていただきます。

延べの件数でございますが、要支援1の方が6,568件、要支援2の方が5,636件、これを12カ月で案分いたしますと、月の平均で、要支援の1が約547件、要支援2が約470件となっております。

少々お待ちください。ちょっと待ってください。済みません。後ほど、済いません。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） わかれば、また教えてください。

要するに、今度の介護保険制度の介護保険外しと、わかりやすく言いましたけれども、要支援1、2は、特に今介護保険制度の枠内でサービスが行われている。これを介護保険から外して、要するに自治体に任せるという大枠になっているわけです。これは、ちょっと8月8日に田村厚労相が記者会見で発表されておりますとこの要点を述べますと、3つあるんです。1つは、介護保険から、要支援者のサービスのことなんですが、介護保険から外すということなんです。あとは、自治体に任せますよということ。2つ目は、地域支援事業にするんだということで、介護保険じゃなくて、今度は地域に任せたら、地域支援事業でサービスを行うんだという説明であります。そして、その財源は介護保険から出ると。財源がどこまで出るかというのは、ちょっとあと物すごい少ない金額なんですが、一応大枠としては、今ある要支援1、2のサービスでいえば、それを介護保険から外して、市町村の判断でできる地域支援事業に移行させるんだということなんです。ですから、ちょっと大枠の分で聞きたいのは、1つは、市長として……。要支援、現在介護保険ではいろいろ認定の、さっき認定の基準があって、要支援1、2、介護1から5までの7段階であります。それで、いろいろこの間制度が変わっておりますけれども、要支援1も、少なくとも介護保険の中でサービスが行われるということが原則でした。しかし、そ

の原則を大きく変えるということですからね。だから、私が一番心配なのは、1つは厚労相の8日の会見見ると、保険から外して地域支援事業でやるんだと、財源も介護保険から出ますよということで、ちょっと大枠が3つです。ここで確認しておきたいのは、市長としてこのサービス1、2の、今1、2の分でちょっと限定したような聞き方ですけども、1、2のサービスが本当に必要だと、今後もいろんな、介護保険から外れて地域支援事業になったとしても、従来どおりのサービスはやるんだというぐらいのメッセージを私は市長として出さないと、今さっき言った認定者、要支援1、2では五百何人の方の物すごい不安というんか、介護から外れたらどうなるんだろうか、サービスはどうなるんだろうか、負担はどうなるんだろうかということが生活そのものを脅かすことになります。ですから、細かい制度っていうのはいろいろあるかもわかりませんが、先ほど厚労省の田村厚労大臣はそう言って、やっぱり3つの点で、要するに今の介護保険から外して、市町村に任せるよと。だから、市町村としては、ここできちっと従来どおりのサービスは担保しますよと、保険料も1割、これを原則として守りますよというぐらいは、やっぱり発信すべきじゃないか、私はそう思いますけど、そこは市長、是非聞かせてください。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 要支援者1、2の方のサービスの見直しということでございます。

先ほど議員のほうからお話もございましたけど、介護保険の要支援1、2の方、こちらを見直すということでございますが、平成27年度以降に市町村の事業に移す案という内容になっております。これは、先ほどお話しございましたが、要介護1、2向けの予防給付を見直しまして、市町村が実施いたします地域支援事業に、これは3年かけて移行するというものであります。現在は、全国一律になっておりますサービスの提供内容や価格など、市町村が利用者や地域の実情に応じまして、柔軟に決められるというものです。

厚生労働省、先ほど議員のほうからお話しありましたが、財源は従来どおり介護保険から出して、今の規模を確保する考えを示しておるということでございます。内容につきましては、先ほど冒頭市長が御答弁申し上げましたが、介護保険法改正案が検討されます。その中で、サービスの見直し対象等は明らかになってきて、地域支援事業の中身も明らかになると推測されております。

住みなれた地域で暮らし続けたいと願います高齢者の皆さんの希望に応えられるよう、財源確保の部分も含めまして、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 財源確保というんが一番大きな課題だと思うんです。先ほど、私も質問しましたけれども、現在、これは24年度の要支援のサービス、これ要支援1、2にかかわるサービスだと思いますけれども、1億9,856万円、約2億円近い全体の事業費で、国、県、市基金、それぞれ財源が決まっております。だから、今の資料を見ると、要支援サービス、予防給付事業、24年度竹原市の場合で見ますと1億9,800万円余りの事業費がかかって、この中では2,480万円余りの一般財源が出されております。

それで、この財源が確保というのは、従来どおり確保するというんがちょっとありましたけれども、ここをもう一回、私の確認を含めて、財源がやっぱり大きな今後の事業の継続にかかわりますので、私も答弁があったんは、従来どおり財源を確保すると、国のほうが確保するという答弁でありましたけれども、それが私は違うんじゃないかと。私が見た情報では、ちょっと資料を読みますと、財源は介護保険財政から出るものの、介護給付見込み額の3%以内という上限があるんだというような、この報告の内容なんです。だから、私は一番心配して、先ほども従来どおりの財源は確保できるという答弁に間違いないのかどうかを含めて聞きたいのと、それともう少し明言していただきたいのは、今のサービスを、さっき言った、要支援1、2に限って言えば、今利用されてるサービスは、こういった今度は地域への事業に移行したとしても、今のサービスの内容、あるいは保険料の負担は絶対変えないよということは発信できるんじゃないんですか。そのことを財源と、2点目はちょっと再質問になりますからお願いしたいと。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 1点目の財源の確保ということについての御質問でございます。

先ほど課長のほうからも御答弁させていただいたとおり、厚生労働省のほうでは、社会保障審議会の介護保険部会の中で、財源については介護保険の財源の中から従来どおり措置をするというようなことが説明があったというふうにお聞きしております。我々としても、そういった方向で措置がされるものというふうと考えているところでございます。

保険料等につきましては、これはそれぞれ保険者ごとに、3年ごとに介護保険事業計画というのを定めます。この中で保険給付の事業量、それに対するそれぞれ国、県、市、あ



るいは保険料と、そういった財源の割合でこれは決まっております。そういった中で、保険料というの、1号被保険者につきましては21%を占めるようになっていったと思いますが、そういった中で保険料というものも決まっていますので、それは我々としてもできるだけ保険料を上げない方向で努力はさせていただくというのは、これは従来からそういうような方向で取り組んでおります。

今回、国のほうの社会保障制度改革国民会議の中の報告書の中でも、保険料の抑制、特に第1号被保険者の低所得者に対する保険料の抑制というようなことも打ち出されておりますので、そういった動向もしっかり見きわめながら、我々としては適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 今の答弁で一番気になるのは、財源の問題は、私のほうの資料の認識が間違いかもわかりません。3%しか出ないから、私は大ごとになるなど。しかし、説明では、従来どおり財源を確保できるということで、それは確かに結構なことなんです。それで、是非対応していただきたいと。

そういうふうになるとすれば、私が確認したのは、現在の介護保険サービス、同等のサービスと負担とといいますか、保険料っていいですか、保険料とか利用料のことなんですけれども、今後せめて担保するような発言をしないと安心できないというんが、私はあると思うんです。強いて言えば、介護保険制度そのものの根幹にかかわる問題になるわけです。だから、一旦市が65歳以上の人の介護の認定をした要支援1、要支援2、介護1、それぞれ認定をした、その人を今度は介護とは違ったところでサービスをやるというような仕組みに置きかえるわけですから、ですから私はこういったことは大変な自治体の財政の負担がまず一番心配しました。

それと、同等のサービスのことも確認を求めましたが、そこははっきりちょっと言われないんですよ。だから、介護保険では、サービスをやるために人員の基準とといいますか、人の配置とといいますか、その配置が決まっています。それと、運営をどうするかという運営も決まっています。だから、どこへ行っても、基本的には全国どこでもそういったサービスを提供するという介護保険の基準があって、しかしその基準を今度は自治体の裁量に任せますよという仕組みに変えようとしてるわけです。少なくとも財源のことは、今部長が従来どおり確保できると、そういう答弁で安心をしました。

それともう一つは、同等のサービス、介護保険外しが私はいいいとは言いませんけれど

も、仮にそうなったとしても、同等のサービス、またはそのサービスをするための運営基準とか人の配置とか、それをしないとサービスの質の問題にかかわってくるということがあって、そういった同等のサービスという内容は、人の配置とか運営基準も介護保険と変わらないようなサービスで提供するというような、ちょっと大枠の考え方を確認しておきたいと思います。

議長（稲田雅士君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） このたびのサービスの見直しということでお話出ております。同等のサービスということで、現在受けられておるサービスを、制度が改正されましても、サービスを受けられるということの御質問だと思います。

繰り返しの答弁になりますけど、介護保険事業計画、先ほど部長も申し上げましたが、3年ごとに見直しが行われます。現在の計画が、平成24年度から26年度までということで、次期第6期計画は平成27年度からスタートするというものでございます。

財源のことは、厚生労働省、国のほうでは今までどおりということでございまして、予防給付から地域支援事業に変わらしまして、新しく見直すということでございます。

今回、地域支援事業として見直すというところで、介護事業者のほかに、ボランティアとかNPOとか地域住民などにもサービスを担ってもらおうということが大きな特徴であるというふうな内容になっております。

市といたしましては、そういった、今回またこれから個々具体的に内容が示されると思いますが、注視いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） そこも、同等のサービスにかかわる人とか運営基準ということが明確に答弁されてないんです。ですから、厚生労働大臣なんかも言ってるんは、外すことは明確に言ってる。財源も、ちょっと私は心配なところもあるんですが、少なくとも財源は従来どおり確保するという明確な答弁でした。肝心なことは、じゃあ同等のサービス、今使っているサービスが最低限保障しないと、負担のことも、保険料のことや利用料のことも、せめて今の最低限の状況と変わらないようにしないと、保険そのものと違ったところに追いやられて、介護保険じゃなくなるよと、端的に言えば。保険料は払うけども、サービスは違ったサービスということになるわけですから、それは介護保険制度の根幹にかかわる問題なんです。だから、多くのところで心配が出されている。ですから、私は繰り返し

になるから、これ以上聞かないけども、同等のサービス、例えば介護保険外し、地域にこの事業が移行されたとしても、同じようなサービス、同じような負担なのかということは、早急に検討されてやらないと、今の答弁でしたら、物すごく不安が残ります。同等のサービスかということも、何も担保できないわけでしょう。だから、あとは市に任せるよと、市が任せるよということは、それだけ市の重たい負担になります。ですから、私は、この大枠の質問の中で、今の介護保険制度と同じようなサービスは保障するんだと、負担も、利用料、保険料も、それは変えないよというぐらひは、ちょっとくどうなるかもわからんけど、もう一回明確に市長のほうで答弁を求めておきたい。

議長（稲田雅士君） 市民生活部長。

市民生活部長（谷岡 亨君） 今、サービスに関する御質問ということでございますが、今現在まだ国のほうの社会保障審議会介護保険部会のほうで、具体的な制度の中身については審議がされとるという中でございますので、我々としてもそういった動向を注視しながら、また必要に応じて、市長会等を通じまして要望等はさせていただきたいというふうに思います。そういった中で、適切に対応させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 確かに、今から審議されて、2015年度4月からということですから、細かいことを私は今聞いているわけではありません。しかし、最低限のことは、介護保険外しという言葉が、私はそれわかりやすいから言っている。介護保険から外して、違った制度になるわけです。違った制度というのは、今度は市で事業を任す、市が安心できるような保障をなささいよという面では、せめてここでは、今と同じようなサービスなり、そのサービスをするとは、人の基準とか、運営基準なんかもきちっと大枠では担保しますよと、負担なんかも今以上に上がるようなことはしませんよというぐらひはきちっと発信しないと、私は今の利用されてる方が本当に不安で、それは1年すぐ来ますよ。2015年だから、まだ先の話だと思ったら大間違いです。今年の秋には、11月には方針を出すというんですから、だからせめてそういった発信はしなくてはいけないんだけど、今の部長の答弁では、私は極めて不十分だし、今の利用されているサービスの要支援の1の方は本当に安心できないと。私の知った人の例も先ほど申し上げました。そういった人の、ひとり暮らしで、家族の方が遠くに住んでおられる。ですから、大げさなと言うよりは、これが唯一の生活の支えになってるわけです。だから、壇上で申し上げたよ

うに、もう少しサービスがあれば助かるのになという声もありましたけれども、今の制度では週1回と、デイサービスと訪問サービスしかできないというんがあります、確かに。ですから、88歳の年齢で、だんだん動いてもらって元気になれば一番いいんだけど、しかし現実にはそんなに甘くないですよ。加齢で、だんだんだんだん足が弱って、先々の不安がありますよね、話聞いてたら。しかし、これが1週間に1回のデイサービスや訪問サービスが打ち切られるよというようなことになったら、それこそ目の前が真っ暗です。ですから、是非ともくどいようだけれども、介護保険外しと、制度が変わるということになるんですけども、そういった方向を今やられてるんですけども、最低限、市としてはこういうサービス、利用者の安心・安全、従来の現行サービスとは変わらないということだけは、是非発信すべきだということを、ちょっとくどいようですけども、申し上げておきたい。

それからちょっと次の質問に移りますけれども、ここも公共事業の設計労務単価がこの4月から大幅に引き上げられたということで、先ほどの答弁では、竹原市における主な労務単価ということが今ありました、普通作業員とか鉄筋工とか型枠工等、この労務単価は、12年度に比べて12.16とか、12%強の労務単価の引き上げになっているということで。ここで質問したいのは、国がこういった単価の引き上げを行った、それは引き上げて、働く人の賃金と社会保険の加入、要するに労働条件の改善に使いなさいよということで、わざわざ指摘して、通知も出されています。ですから、厚労省から業界団体へ通知が出されているのを私も知っているわけです。それで、問題なのは、こういった労務単価が上がって、働く人の賃金が十数%なり、12%強の引き上げ、これを実効あるものにしないとイケない。だから、竹原市でどういう実効ある措置をこれまでとってきたのかということを質問したわけです。しかし、今の答弁は、受注者に対してその通知を行ったと。厚労省の通知でしょうね。業界団体に出した通知と同じ内容かもしれません。それで、受注者に対する通知を行って、全ての工事に適切な対応を行ったと。率直に言って、通知だけでは実効ある措置がとれてないんです。とれてないから、みんな心配して、どうなるんかということで、私は具体的に提案しました。確かに、これは通知だけで上がるなら一番いいんだけど、実際それだったら、竹原市の4月からかかわってどれくらいの業者が……。実態調査はされているんですか。これだけ12%単価を上げた、賃金、社会保険等に使った、こういった実態調査はされてるんでしょうか。これが一つどうなんかということを知りたいのと、それで2つ目の質問として、私が具体的に市が発注する公共事業

にかかわって、監視チェックといたしますか、この体制が要るということで、09年にも野田市の例で公契約条例の制定が必要だということを申し上げました。だから、公契約条例というのは、市と受注者との契約で、市が定めた労務単価、この労務単価以上といたしますか、これを実行してくださいという趣旨で、市が発注した分の中の労務単価より下回ってしてはいけない、それがチェックできるような体制が公契約条例です。しかし今の答弁では、このための実務というんか、それが大変だから、コストがかかるから、見合うような成果がどうなんかということで、ちゅうちょされてるといようなことがありましたけれども、私は市独自で、体制の関係もあるから、全ての発注に対して適用しなさいとは一言も言っていませんよ、何も。野田市の例なんかは、ちょっと規模は違いますけれども、1億円以上とか、相当絞って条例の適用をされています。ですから、竹原市でも、それは1億円以上と言うたらほとんどないんかもしらんけども、竹原市に見合ったような、効果のある5,000万円とか3,000万円とか、そこは研究して、それ以上の発注に対してはこれが適用できるような公契約条例が要るんじゃないか、そういうことを具体的に私は提案したわけです。ですから、そういったことが市として、ただ通知だけで私は賃金引き上げというのは難しいという面で、実態調査されたのかということと、これを実行するための私は公契約条例の提案しました、これにかわるような市としてのチェック体制はほかにあるんですか。その2点をちょっと質問したいと思います。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） それでは、労務単価について御答弁申し上げます。

まず、これまでどのようなことを実施してきたかというお話でございますけれども、平成21年に御質問をいただいて以来、我々も全国の動き等を注視してまいりました。その中で、先ほど御質問にありましたが、通知を出しただけで、そのようなことで労働環境が改善されるのかという御質問でございますが、これはこのたび通知を出したということでありまして、これまでもそれぞれ毎年の経営審査のときであるとか、入札によって発注する段階であるとか、その都度労務単価のことであるとか、社会保険の加入につきましては逐一説明をし、同意を求めてきたところであります。

このたび御質問にありました入札参加資格登録業者遵守事項といたしますのは、国等から先ほど来御説明ありますように、特例措置がなされたことによって、このようなものを私どものほうで調製いたしまして、各登録業者さんのほうへ送付したという状況になっております。内容につきましては、工事請負に関する関係法令等の遵守、労働基準の適正化、

労働災害の防止、工事請負についてであるとか、そういったさまざまなことを盛り込んでおります。これは、新たに通知するというよりも、これまでのものを再度確認ということで行ったという状況になっております。

御質問もう一点ございました。調査を行ったかといった内容でございますけれども、賃金の支払い状況について、全ての業者さんのほうへ調査を行ったかということになりますと、これはちょっとそういった権限ございませんので、その調査は行っておりません。これは、賃金に関する、給与ですね、こちらのほうに関する部分でございます。

もう一点、社会保険に関する部分につきましては、経営審査事項等で確認できますので、社会保険の加入状況確認しましたところ、竹原市内の業者の方で、竹原市の公共工事の業者として登録している業者につきましては、全て社会保険に加入をさせていただいているという状況が出ております。

労務単価にかかわって公契約条例の件でございますけれども、先ほどチェックであるとか管理していけるのかという話でございますけれども、公契約条例と申しますのが、公契約に係る業務の質の確保であるとか、社会的な価値の向上ということが目的となっております、それぞれの実際に給与がどのように支払われたかというものではなく、これらの品質の確保であるとか、公契約の価値の増進ということをもって労働環境を整えるというのが最大の目的でございます。そういった最大の目標を達成し、雇用条件の確保であるとか技術の伝承、こういったものを進めていくというものですので、これはそれぞれの企業をチェックするという性格のものではないと認識いたしております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 社会保険の感じの今答弁がありました。

賃金の問題で、要するに権限があるから私はしなさいと言ってんじゃないんです。権限は確かにありません。それはわかって聞いているわけですがけれども、基本的に一番いいのは、その権限がないから、こういった公契約条例をつくって、市と受注者との間での約束事といいますか、それを決めて、さっき言った労働の賃金で言えば、市との契約で、この設計労務単価を下回ってはいけませんよと、この単価以上の賃金にしてくださいよということで、市が発注する、業者が受ける、受けたときにいろいろ点検できる、チェックできるというんが公契約条例の一番ポイントなんです。ですから、そこのポイントの大切なところはそういうところであって、賃金なんかも、今の法律じゃたらできないわけでしょう。だ

から、それはできないから、例えばアンケート調査でも、受注した業者に対して、こういった通知に基づく賃金のアップ、社会保険の分は加入と言われましたけれども、賃金と社会保険、そういった労働条件の単価アップに見合う改善をされているかどうかということのアンケート調査ぐらいは、受注者の関係ですから、賃金台帳を全部出してチェックして、そういうんはできないとしても、それは自主申告でもいいから、そういう今回の趣旨、労務単価引き上げの趣旨が賃金と社会保険の加入の労働条件の改善になるわけですから、そこをアンケート調査はできるんじゃないですか。そこはどうなんですか。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） ただいま御意見いただきましたアンケート調査等につきましては、その範疇であれば可能であると考えますので、今後検討していきたいと考えております。

また、実際の調査につきましては、関係法令に照らし合わせてすべきであり、労働基準法であるとか、最低賃金法であるとか、そういったものに委ねられるべきであると考えます。また、それにつきましては、関係行政機関等と連携する必要があると考えております。

以上です。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） 是非アンケート調査の実施を検討していただきたいということと、それと今最低賃金のことを言われたけども、最低賃金は、今でもそれより低かったら違法なんですよ。これは、今条例つくっても関係ない。関係ないと言ったらおかしいけど、今でもそれは違法なことですから、改善しなさいということは命令できるわけでしょうけれども、私が言っているのは、野田市の公契約条例というのは、確かに国がそういう縛りをかければ、法律をつくれれば一番いいんだけども、その野田市の場合は全国に先駆けてそういった低賃金とか、そういう地域の衰退を招いてはいけないよということで、市が定めた労務単価、これを上回るような賃金を払ってください、野田市の例は。だから、それは最低賃金はもちろん低かったらというのは論外、法律で今もできますけども、野田市の公契約条例のポイントというのは、市と受注者との約束事、契約事ですから、その範囲を定めて、定める範囲というのは、賃金をこれ以上設計労務単価というのかな、市が定めた労務賃を上回って、それ以上払ってくださいよと。そういう約束事を決めて、それを守ってください、守ってなかった場合は、報告書を求めてチェックできる、ここに

違いがあるわけですから。ですから、最低賃金は今でも違法だったらおかしいわけですから、命令できる、改善できる。しかし、今竹原市で、野田市でつくったような条例というのは、市と請負、そういった契約者との出来事ですから、それで市が定めた賃金、これ以上払ってくれ、それができなかつたら、チェックする、または公表してから、罰則とか含めて、やればいいわけですから、ということでは、例えば全体の分の事務量というのは大変でしょうから、そこまで全体というよりは、それはさっき言った、金額は3,000万円がいいんか、5,000万円がいいんかは研究すればいいけども、少なくとも例えば3,000万円以上の公共事業で、市との契約者の賃金の分は市の約束どおりやってください、払ってくださいということを公契約条例でつくってやれば、今後はチェックできるわけですからということをおは繰り返しさっきから言ってるわけです。ですから、これにかわるような何か市が対応策がこうやってやってるから、それは松本心配することは要らんよというんがあればどうなんかということをおは言ってるわけです。公契約条例を、これは先進的な例ですから、これを第一義的には求めたいんですけども、それに対向するような対案があれば、教えてほしいということです。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（塚原一俊君） 対案というのは、特に今はないんですけども、先ほどとちょっと繰り返しになりますけども、公契約条例というのは、労働環境の改善と雇用条件の整備ですね、こういったものが目的であって、違法な賃金を調査したりするものではないというものであります。どこまでも公契約条例というのは、目的を達成するための手段であると考えております。この手段は、公契約条例だけではなく、先ほど来申し上げております、国からの通達であるとか、業界団体ですね、日本建設業連合会等のほうも取り組んでおりますので、そういった業界の取り組み、国の取り組み、県の取り組み、そして公契約条例がうまく機能して、最終目標である労働環境の整備というところに届けばいいのかなということで、公契約条例がだめだからこちらという対案等があるわけではございません。自治体も国も業界団体も、全体となって今後の労働環境の整備ですね、それと雇用条件、それから技術の伝承等について今後取り組んでいくべきものであると考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（稲田雅士君） 11番。

11番（松本 進君） ちょっと質問堂々めぐりなんですけども、私がこの質問の趣旨というのは、せっかく今回の設計労務単価を引き上げて、働く人の建設労働者の賃金なり社



会保険の加入促進といった労働条件の改善する、働く人の立場から見たら、私は、そういうチャンスは是非とも行政としては生かす、実効ある措置をとらないと生きてこないと思うんです。それは、通知だけではなかなか大変ですよ、それは。だから、それは行政のことも大変だと思いますよね、いろいろやっぱり仕事が減ってきて、単価とかいろんな問題も下がってきてというのはわかります。ですから、少なくとも労務単価を引き上げるわけですから、それに見合うような賃金と社会保険の本当に入ってもらって、引き上げて、労働条件を改善するというので、私はそれが大きな市としての役割がそこにあると思うんです。

公契約条例のことに、何かなかなか腰が重いけども、それにかわる対案なんかは確かにないわけですよ、率直に言って。だから、野田市の条例ってことは先進的な例ですから、私の趣旨はそういうところにあって、市と契約者との中の労働条件にかかわる約束事を守ってくれと。守ってくれというのも、チェックできる、そういったシステムが公契約条例の最大のすぐれたところであって、だからそれが適用範囲も全部というのは事務量が、誰が考えても、そこまで私も言うつもりはないし、だからそれは竹原市の場合も、それは5,000万円でもいい、3,000万円でもいい、そういうスポット的な分で、是非そういう公契約条例をつくれるように取り組んでいただきたいということで、ちょっと質問は終わりたいと思います。

議長（稲田雅士君） 以上をもって松本進君の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の都合により、明9月11日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会をいたします。

午後2時15分 散会